

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都世田谷区船橋七丁目20番14号

氏名 株式会社伸和運輸
代表取締役 宮崎 琢朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 7年 5月26日

許可の有効年月日 令和12年 5月25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

① 廃酸（pH2.0以下のもの）

② 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）

③ 感染性産業廃棄物

(以上3種類)

(3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類

廃酸（pH2.0以下のもの）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの）（以上いずれも
廃乾電池、廃バッテリーに限る。）

(以上2種類)

2 積替え保管施設

施設所在地：世田谷区上馬四丁目38番5号

積替え保管面積：104.165㎡

最大保管高さ：1.13m

特別管理産業廃棄物の種類	保管量	
廃酸、廃アルカリ（廃乾電池に限る。）	プラスチック容器 6個	0.54 m ³
廃酸、廃アルカリ（廃バッテリーに限る。）	プラスチック容器 6個	0.54 m ³
	合計保管量	1.08 m ³

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から19時までとすること。

(2) 積替え保管を行う特別管理産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 12年 5月 26日 新規許可

令和 7年 5月 26日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

都認定番号：6-23-E0016SD
(認定は感染性産業廃棄物)

東京都